

身体拘束等の最小化に関する指針

1. 医療法人暁会仁愛病院（以下「当院」）における身体拘束等の最小化に関する基本方針

第1条 身体拘束は患者の療養生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものです。当院は、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が、身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしないケアの実施に努めます。

【基本的な考え方】

- ① 身体拘束は廃止すべきものである
- ② 廃止に向けて常に努力する
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体拘束を許容する考え方はしない
- ⑤ 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- ⑥ 患者の人権を第一に考慮する
- ⑦ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- ⑧ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない

【向精神薬等の適正使用について】

※不穏やせん妄時の薬剤指示については、精神科に受診し鎮静を目的とした薬物の適正使用について確認して対応します。

2. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

第2条 身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への同意を得て行う。また、身体拘束解除に向けたカンファレンスを行い、早期に身体拘束を解除すべく努力します。

1) 言葉の定義

身体拘束とは

「衣類または綿入り帯を使用して一時的に該当患者の身体を拘束し、その運動を制限する行動の制限をいう」
(昭和63年4月8日 厚生省告知 第129号における身体拘束の定義)

2) 適応

(1) 患者の身体拘束は以下の①②に適応とする。

- ① 患者本人又は他の患者等の生命及び身体を保護する目的である
- ② 緊急やむを得ない場合（一時的に発生する突発的な事態）

(2) 適応時の要件

短期的又は緊急やむを得ない場合「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たしていること

① 切迫性

患者の生命あるいは他の患者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が高い（身体拘束を行うことの弊害を鑑みてもそれを上回るほどの危険が及ぶ可能性が高いと判断される場合）

② 非代替性

身体拘束を行わないあらゆる手段を検討したが他に方法が見つからない

(本人の生命・身体を保護するうえで他に方法がないことを複数の医療従事者で確認する必要がある)

③ 一時性

身体拘束や行動制限が一時的なものであること

(患者の状態に応じて最も短い時間・期間で実施しなければならない)

(3) 適応要件の確認及び承認

① 医師・看護師長・担当看護師が適応要件から協議し主治医が決定する。休日や夜間においては当直医、リーダー看護師とする。

② 医師は身体拘束の指示を出し、医師又は看護師はその経緯（やむ得なかった理由）を診療録又は看護記録に必ず記載する。

3) 患者及び家族への説明

身体拘束を行う場合、主治医はその目的、理由、身体拘束の方法と時間、期間等をできるかぎり詳細に患者本人、家族に説明し同意を得る。

4) 身体拘束の対象となる具体的な行動（やむを得ない状況）

① 意識障害、興奮性があり身の危険を予知できない

② 治療上必要な体位を守れず医療機器やライン類を抜去しようとする

③ 自傷、他害の危険がある

④ 激しい体動により転倒、転落の危険が高い

⑤ 皮膚掻痒、病的反射などがあり、意思で体動を抑えられない

3. 身体拘束最小化のチームの設置と業務

第 3 条 多職種で身体拘束廃止に向け取り組む活動として身体拘束最小化チームを設置します。

チームは、患者に携わる全ての職員に対して、身体拘束最小化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育及び最小化に関する業務を担います。

1) 身体拘束等の最小化に関する指針の見直し

2) 身体拘束等の実施状況についての検討・確認

3) 身体拘束実施数の把握と管理者を含む職員への定期的な報告

4) 身体拘束等の代替案、身体拘束解除に向けての検討

5) 職員全体への教育、研修会の企画・実施

(1) 定期的な教育研修を、年 1 回以上実施

(2) 新入職者に対する身体拘束最小化の研修を入職者研修にて実施

(3) その他必要に応じ、教育・研修の実施

(4) 研修に当たっては実施日・実施場所・方法・内容等を記載した記録を作成

6) 入院患者の行動制限最小化のための活動（カンファレンスや事例検討の実施）

2025 年 4 月 1 日

医療法人暁会 仁愛病院 院長